

# 石川県公報

令和3年12月24日

第13468号（金曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

告 示	
○一般競争入札の落札者等（デジタル推進課）	1
○保安林の指定予定（森林管理課）	2
○保安林の指定施業要件の変更予定（同）	2
○保安林の指定施業要件の変更（同）	3
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知（同）	5
○令和4管理年度知事管理漁獲可能量の設定並びに公表について（さんま、まあじ及びまいわし対馬暖流系群）（水産課）	5
○令和3管理年度知事管理漁獲可能量の設定並びに公表について（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びするめいか）の一部変更（同）	6
○県道の区域の変更（道路整備課）	6
公 告	
○大規模小売店舗法立地法による意見の概要の公告（経営支援課）	7
○都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧公告（都市計画課）	12
○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告（同）	12
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告（建築住宅課）	13
教育委員会	
○県指定有形文化財の指定	13
選挙管理委員会	
○政治団体の届出事項の異動の届出の公表	14
○政治団体の解散の届出の公表	14
○資金管理団体の届出事項の異動の届出の公表	15
○資金管理団体でなくなった旨の届出の公表	15
○不在者投票を取り扱うことのできる施設の名称及び所在地の変更	15

## 告 示

### 石川県告示第489号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）に規定する特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

令和3年12月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 落札に係る物品等の名称、数量及び調達方法  
ネットワーク強靱化に係る機器借上 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
石川県総務部デジタル推進課  
金沢市鞍月1丁目1番地
- 落札者を決定した日  
令和3年11月1日
- 落札者の名称及び所在地  
北陸通信ネットワーク株式会社  
金沢市西念1丁目1番3号
- 落札金額  
216,876,000円
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日  
令和3年9月21日

**石川県告示第490号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。  
令和3年12月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 保安林予定森林の所在場所  
金沢市倉ヶ嶽ツ5、6の1、7の1、7の3、19
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び金沢市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**石川県告示第491号**

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和3年12月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
羽咋市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び羽咋市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
羽咋市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
飛砂の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び羽咋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

羽咋市柴垣町五253の26

2 保安林として指定された目的

風害の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び羽咋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

羽咋市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び羽咋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**石川県告示第492号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和3年12月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

河北郡津幡町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

河北郡津幡町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び津幡町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

河北郡津幡町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び津幡町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

河北郡津幡町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び津幡町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

河北郡津幡町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

河北郡津幡町(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び津幡町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

**石川県告示第493号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和3年12月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

白山市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び白山市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

**石川県告示第494号**

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第1項の規定により、さんま、まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和4管理年度（令和4年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。以下同じ。）における数量を次のように定めた。

令和3年12月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

さんま、まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和4管理年度における法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

第1 さんま

1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

現行水準

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
石川県知事管理漁業	現行水準

第2 まあじ

1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

現行水準

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
石川県知事管理漁業	現行水準

## 第3 まいわし対馬暖流系群

- 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量  
21,100トン
- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
石川県中型まき網漁業	4,300トン
石川県その他漁業（定置漁業等）	10,000トン

## 石川県告示第495号

令和3管理年度知事管理漁獲可能量の設定並びに公表について（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びするめいか）（令和3年石川県告示第65号）の一部を令和3年12月14日に変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和3年12月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

変更後	変更前												
第1 くろまぐろ（小型魚） <ol style="list-style-type: none"> <li>1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 128.1トン</li> <li>2 知事管理区分に配分する数量</li> </ol> <table border="1"> <tr> <td>知事管理区分</td> <td>配分数量</td> </tr> <tr> <td>石川県定置網漁業</td> <td>120.8トン</td> </tr> <tr> <td>石川県漁船漁業</td> <td>5.8トン</td> </tr> </table>	知事管理区分	配分数量	石川県定置網漁業	120.8トン	石川県漁船漁業	5.8トン	第1 くろまぐろ（小型魚） <ol style="list-style-type: none"> <li>1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 128.1トン</li> <li>2 知事管理区分に配分する数量</li> </ol> <table border="1"> <tr> <td>知事管理区分</td> <td>配分数量</td> </tr> <tr> <td>石川県定置網漁業</td> <td>120.8トン</td> </tr> <tr> <td>石川県漁船漁業</td> <td>5.3トン</td> </tr> </table>	知事管理区分	配分数量	石川県定置網漁業	120.8トン	石川県漁船漁業	5.3トン
知事管理区分	配分数量												
石川県定置網漁業	120.8トン												
石川県漁船漁業	5.8トン												
知事管理区分	配分数量												
石川県定置網漁業	120.8トン												
石川県漁船漁業	5.3トン												
第2 くろまぐろ（大型魚） <ol style="list-style-type: none"> <li>1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 13.9トン</li> <li>2 知事管理区分に配分する数量</li> </ol> <table border="1"> <tr> <td>知事管理区分</td> <td>配分数量</td> </tr> <tr> <td>石川県定置網漁業</td> <td>12.9トン</td> </tr> <tr> <td>石川県漁船漁業</td> <td>1.0トン</td> </tr> </table>	知事管理区分	配分数量	石川県定置網漁業	12.9トン	石川県漁船漁業	1.0トン	第2 くろまぐろ（大型魚） <ol style="list-style-type: none"> <li>1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 13.9トン</li> <li>2 知事管理区分に配分する数量</li> </ol> <table border="1"> <tr> <td>知事管理区分</td> <td>配分数量</td> </tr> <tr> <td>石川県定置網漁業</td> <td>12.9トン</td> </tr> <tr> <td>石川県漁船漁業</td> <td>1.0トン</td> </tr> </table>	知事管理区分	配分数量	石川県定置網漁業	12.9トン	石川県漁船漁業	1.0トン
知事管理区分	配分数量												
石川県定置網漁業	12.9トン												
石川県漁船漁業	1.0トン												
知事管理区分	配分数量												
石川県定置網漁業	12.9トン												
石川県漁船漁業	1.0トン												

## 石川県告示第496号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和3年12月24日から令和4年1月14日まで縦覧に供する。

令和3年12月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域			関係図面の 縦覧場所
	変更の区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	
小松辰口線	下記区間を道路区域に編入する。			南加賀土木 総合事務所 維持管理課
	小松市軽海町289番1地先から 小松市遊泉寺町カ18番2地先まで	11.27 ~ 30.07	512.9	

## 公 告

### 大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

令和3年12月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーのアオキみずき店  
金沢市みずき1丁目1番1

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名並びに大規模小売店舗内の店舗面積の合計

公告日 令和2年12月11日

3 市町の意見の概要

市町名 金沢市  
意見の概要

1 廃棄物にかかる事項等

(ごみ減量推進課)

(1) 廃棄物等の保管場所に関する事項

- ア 廃棄物等の保管場所は常に清潔に保ち、悪臭の発生や汚水の漏れがないようにすること。
- イ 廃棄物の保管庫では、品目ごとに仕切りを設置し、排出量に応じた保管容量を確保すること。
- ウ 建築を行う場合は、金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例に基づき、廃棄物の保管場所について、本課と事前に協議を行うこと。
- エ 見やすい箇所に、縦及び横それぞれ60cm以上の掲示板を設けること。

(掲示板の表示事項)

- ・廃棄物の保管場所である旨
- ・保管する廃棄物の種類
- ・保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
- ・屋外容器を用いずに保管する場合には高さ

(2) 廃棄物等の処理に関する事項

- ア 廃棄物の収集運搬・処分を委託する業者は、委託する廃棄物を処理することのできる許可を有する業者とすること。
- イ 廃棄物はできる限り、リサイクル処理するよう努めること。特に、古紙類(上質紙、ダンボール、新聞紙、雑誌)については、資源回収業者に委託し、資源化に努めること。

(3) その他

- ア 店舗開設後は、毎年、「事業系廃棄物減量化計画書」の提出が必要となるので留意すること。併せて、廃棄物管理責任者を選任し、届け出ること。
- イ 市民から廃棄物に関する苦情があった場合は、誠意をもって対応すること。

2 その他の事項

(都市計画課)

**【届出等について】**

- 地区計画届出済(令和2年8月28日収住政57号)。(住宅政策課)
- 「金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例」第14条の規定に基づく届出は不要です。

**【都市計画情報】**

- 区域区分：市街化区域
- 用途地域：第二種中高層住居専用地域(建ぺい率60%、容積率200%)
- 防火指定：建築基準法第22条区域
- その他：地区計画区域(瑞樹団地地区)

(内水整備課)

- ・雨水排水計画について協議してください。

(景観政策課)

- ・建築物の外観を変更する場合は、景観法の届出が必要な場合があります。
- ・屋外照明設備を設置する場合は、屋外照明設備設置等実施計画書の届出が必要な場合があります。
- ・屋外広告物については、事前協議済みです。

## 4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

## 5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

## 6 意見の縦覧期間

令和3年12月24日から令和4年1月24日まで

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン金沢示野A棟  
金沢市戸板西2丁目1番地

## 2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗の所在地並びに大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
公告日 令和3年3月5日

## 3 市町の意見の概要

市町名 金沢市

意見の概要

届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。

## 4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

## 5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

## 6 意見の縦覧期間

令和3年12月24日から令和4年1月24日まで

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン金沢示野E棟  
金沢市戸板西2丁目7番地

## 2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗の所在地並びに大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
公告日 令和3年3月5日

## 3 市町の意見の概要

市町名 金沢市

意見の概要

届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。

## 4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

## 5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

## 6 意見の縦覧期間

令和3年12月24日から令和4年1月24日まで

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン金沢示野F棟

金沢市戸板西1丁目7番地

## 2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗の所在地並びに大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

公告日 令和3年3月5日

## 3 市町の意見の概要

市町名 金沢市

意見の概要

届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。

## 4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

## 5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

## 6 意見の縦覧期間

令和3年12月24日から令和4年1月24日まで

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン金沢示野イースト棟

金沢市戸板西1丁目155番地

## 2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗の所在地並びに大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

公告日 令和3年3月5日

## 3 市町の意見の概要

市町名 金沢市

意見の概要

届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。

## 4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

## 5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

## 6 意見の縦覧期間

令和3年12月24日から令和4年1月24日まで

---

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンタウン金沢示野マックスバリュ棟  
金沢市戸板西1丁目55番地
  - 2 届出の内容及び届出の公告の日  
内容 大規模小売店舗の所在地並びに大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
公告日 令和3年3月5日
  - 3 市町の意見の概要  
市町名 金沢市  
意見の概要  
届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。
  - 4 居住者等の意見の概要  
居住者等の意見なし
  - 5 意見の縦覧場所  
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
  - 6 意見の縦覧期間  
令和3年12月24日から令和4年1月24日まで
- 

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
西松屋金沢大桑店、シューズプラザ金沢大桑店、ザ・ダイソー金沢大桑店  
金沢市大桑3丁目66番地 外22筆
  - 2 届出の内容及び届出の公告の日  
内容 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
公告日 令和3年4月6日
  - 3 市町の意見の概要  
市町名 金沢市  
意見の概要  
届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。
  - 4 居住者等の意見の概要  
居住者等の意見なし
  - 5 意見の縦覧場所  
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
  - 6 意見の縦覧期間  
令和3年12月24日から令和4年1月24日まで
- 

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
金沢大河端複合店舗  
金沢市大河端西一丁目100番 ほか
- 2 届出の内容及び届出の公告の日  
内容 大規模小売店舗の所在地並びに大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
公告日 令和3年4月6日
- 3 市町の意見の概要  
市町名 金沢市

## 意見の概要

届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。

## 4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

## 5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

## 6 意見の縦覧期間

令和3年12月24日から令和4年1月24日まで

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラ・ムー金沢駅西店、ホダカ金沢店

金沢市二ツ屋801番 外48筆

## 2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗の名称並びに大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

公告日 令和3年5月11日

## 3 市町の意見の概要

市町名 金沢市

意見の概要

届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。

## 4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

## 5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

## 6 意見の縦覧期間

令和3年12月24日から令和4年1月24日まで

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCMカーマ加賀店、マルエー加茂店

加賀市加茂町115番1 外24筆

## 2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

公告日 令和3年5月11日

## 3 市町の意見の概要

市町名 加賀市

意見の概要

その他の事項

・建築基準等に関し、DCMカーマ加賀店は定期調査報告の対象物件となっている。所有者及び管理者の変更に伴い、別紙「定期報告対象物件に係る変更届」の提出が必要となるため、変更内容を記入の上、加賀市建築指導室に提出すること。

・今回は当該地の店舗を所有する企業の合併に伴う所有者変更のみのため、埋蔵文化財についての協議は不要である。ただし、当該地は中代B遺跡に一部かかっており、また平成20年3月31日の調査で一部に埋蔵文化財が確認されている。その際、埋蔵文化財が確認された範囲について、簡易舗装駐車場にすることで埋蔵文化財を保護する措置をとった。そのため、今後当該地で工事等を行う場合は、埋蔵文化財についての協議が必要となる。

## 4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和3年12月24日から令和4年1月24日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCMカーマ金沢田上店

金沢市田上さくら三丁目60番地

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

公告日 令和3年5月11日

3 市町の意見の概要

市町名 金沢市

意見の概要

届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和3年12月24日から令和4年1月24日まで

都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により、金沢市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

令和3年12月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の種類	縦覧場所
金沢都市計画地区計画 (南新保地区・南新保東地区)	石川県土木部都市計画課及び金沢市都市整備局都市計画課

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、金沢市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

令和3年12月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の種類	縦覧場所
金沢都市計画土地区画整理事業	石川県土木部都市計画課及び金沢市都市整備局都市計画課
金沢都市計画用途地域	石川県土木部都市計画課及び金沢市都市整備局都市計画課
金沢都市計画高度地区	石川県土木部都市計画課及び金沢市都市整備局都市計画課
金沢都市計画特別用途地区	石川県土木部都市計画課及び金沢市都市整備局都市計画課
金沢都市計画地区計画 (金沢西部東地区)	石川県土木部都市計画課及び金沢市都市整備局都市計画課

金沢都市計画地区計画  
（金沢駅西地区金沢駅港線）

石川県土木部都市計画課及び金沢市都市整備局都市計画課

開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了した。

令和3年12月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

開発区域に含まれる地域の名称	公共施設の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者
河北郡津幡町字津幡ホ23番2、23番4から23番13まで、86番1、86番2、87番1、87番3、87番5から87番32まで、120番2、120番5、138番46、138番47、138番60、農道及び水路の無籍地の一部	<p>道路</p> <p>河北郡津幡町字津幡ホ23番11、87番1、87番3、120番5、138番46、138番47、農道及び水路の無籍地の一部</p> <p>道路（通路）</p> <p>河北郡津幡町字津幡ホ23番12、23番13、86番2、農道及び水路の無籍地の一部</p> <p>公園</p> <p>河北郡津幡町字津幡ホ23番7、農道の無籍地の一部</p> <p>公園</p> <p>河北郡津幡町字津幡ホ23番7、農道の無籍地の一部</p> <p>調整池</p> <p>河北郡津幡町字津幡ホ23番9</p> <p>水路</p> <p>河北郡津幡町字津幡ホ23番10、138番60、農道及び水路の無籍地の一部</p>	野々市市押野四丁目197番地1 国土興建株式会社

教 育 委 員 会

石川県教育委員会告示第22号

石川県文化財保護条例（昭和32年石川県条例第41号）第4条第1項の規定により、次の有形文化財を石川県指定有形文化財に指定する。

令和3年12月24日

石 川 県 教 育 委 員 会

有形文化財

種 別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
彫 刻	木造随神坐像	2 軀 1 対	七尾市中島町横田1部148番地 中島お祭り資料館・お祭り伝承館	久麻加夫都阿良 加志比古神社

考古資料	西念・南新保遺跡出土品	600点	金沢市上安原南60番地 金沢市埋蔵文化財センター 金沢市新保本5丁目48番地 金沢市埋蔵文化財収蔵庫	金 沢 市
------	-------------	------	---	-------

## 選挙管理委員会

### 石川県選挙管理委員会告示第97号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年12月24日

石川県選挙管理委員会

(政党の支部)

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党 石川県支部連合会	岡田直樹	代表者	岡田直樹	馳 浩	令和3年11月1日
立憲民主党 石川県第1区総支部	荒井淳志	主たる事務所 の所在地	金沢市若宮1丁目 92 プラトンプリ エ102	金沢市駅西新町2 丁目16-7-101	令和3年11月2日

(政党の支部以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
おかだ直樹 後援会連合会	米沢 寛	代表者	米沢 寛	澁谷弘利	令和3年10月12日
あらい淳志後援会	荒井淳志	主たる事務所 の所在地	金沢市若宮1丁目 92 プラトンプリ エ102	金沢市駅西新町2 丁目16-7-101	令和3年11月2日
今尾晃司と 市政をつなぐ会	今尾晃司	会計責任者	倉 真之	辻本 昭	令和3年11月21日
谷本まさのり 石川土木会後援会	小西和哉	会計責任者	小西和哉	保田 靖	令和3年11月29日
こまい大祐後援会	小間井大祐	主たる事務所 の所在地	金沢市田上本町4 -1-C301	金沢市田上本町4 -1-C303(タ ガミマンション)	令和3年11月30日

### 石川県選挙管理委員会告示第98号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年12月24日

石川県選挙管理委員会

(政党の支部以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
政治団体兵法塾	河端忠男	令和3年10月31日
あらし昭夫後援会	嵐 昭夫	令和3年11月1日
谷本まさのり石川土木会後援会	小西和哉	令和3年11月29日

**石川県選挙管理委員会告示第99号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年12月24日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

届出事項の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
荒井 淳志	あらい淳志後援会	主たる事務所所在地	金沢市若宮1丁目92 プラトンプリエ102	金沢市駅西新町2丁目16-7-101	令和3年11月2日

**石川県選挙管理委員会告示第100号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、その届出をした者の氏名等を次のとおり公表する。

令和3年12月24日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

（法第19条第3項第2号による届出）

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
嵐 昭夫	あらし昭夫後援会	令和3年11月1日

**石川県選挙管理委員会告示第101号**

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により不在者投票を取り扱うことのできる施設について、名称及び所在地を変更した旨の届け出があったので、次のとおり告示する。

令和3年12月24日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

名 称		所 在 地	
新	地域密着型特別養護老人ホーム みゆきの郷	小松市松崎町赤場1番1	
旧	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 みゆきの郷		
社会福祉法人 芙蓉会 特別養護老人ホームことぶき園		新	かほく市学園台5丁目19番地1
		旧	かほく市二ツ屋ツ50番地1
新	石川県立こころの病院	かほく市内高松ヤ36番地	
旧	石川県立高松病院		

